

令和8年7月6日

各 位

京都市長
担当

松井 孝治

文化市民局文化市民部消費生活総合センター

電話 075-366-2250

環境政策局循環型社会推進部資源循環推進課

電話 075-222-3946

過大・過剰包装の抑制について（要請）

向暑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市行政の推進に多大な御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今日の消費生活において、多種多様な商品の流通、販売は、消費者に物質的な豊かさをもたらす一方で、商品の中には、消費者が商品を選択する際に誤認を与えやすいものや、ごみの発生抑制等に配慮を欠くものも見受けられます。

京都市消費生活条例では、包装の適正化を求める権利を消費者の権利として掲げ、過大包装により消費者の適正な商品選択を妨げないよう、本市独自に包装基準を定め、過大包装の禁止について具体的な規定を設けるなど、包装の適正化に取り組んでいます。

また、「しまつのこころ条例※」では、2R（必要以上にごみになるものを作らない・買わない「リデュース」、再使用する「リユース」）と、分別・リサイクルの促進の2つを柱に掲げており、小売業の皆様には、省容器包装販売の推進（努力義務）等、過剰包装の抑制に取り組んでいただいているところです。（※「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称）

今後も引き続き、ごみを減らし、また消費者が商品を適切に選択できるよう、市民の皆様や事業者の皆様と共に、容器包装の削減、包装の適正化等に取り組むことにより、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向け、人や社会、環境に配慮した、持続可能な消費行動「エシカル消費」の普及促進を図ってまいります。

つきましては、ユニバーサル・デザインへの配慮も含め、引き続き、下記の事項について御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 包装基準に示す適正な包装を基本として、率先して過大・過剰包装の抑制に取り組んでいただきますようお願いいたします。
- 商品の販売に当たっては、適宜、包装の使い分けについて工夫いただくなど、包装の簡素化について御配慮ください。
- レジ袋・紙袋等の削減に御協力ください。

参考

「包装基準」等については、京都市のホームページを御覧ください。

「包装基準の手引」

消費生活総合センターのホームページに掲載しています。

三つの基準 京都市

検索



⇒ 包装基準の御案内ページの下段を御確認ください。

京都市消費生活ビジョン（第4次京都市消費生活基本計画）

消費生活総合センターのホームページに掲載しています。

京都市消費生活ビジョン

検索



消費者取引の適正化について
の取組を明記しています。

「京（みやこ）・資源めぐるプラン 2025 改定版」

循環型社会推進部のホームページに掲載しています。

京・資源めぐるプラン

検索



レジ袋や使い捨てプラスチック
容器の削減などを重点施策
としています。

事業者向け「ごみ減量&資源循環のための指針・事例集」

ごみ減量&資源循環のための指針・事例集

検索



食品ロスやプラスチックごみなどの事業ごみの減量と資源循環の推進
に向け、事業者の皆様実践いただきたい内容をまとめたものです。
コスト削減などにもつながりますので、ぜひ御活用ください。